

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

平成21年1月5日付で「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。)が施行(いわゆる株券の電子化)されたことに伴い、現行定款を次のとおり変更するものであります。

- ① 決済合理化法附則第6条第1項の定めにより、株券電子化の施行日である平成21年1月5日から当社定款の株券を発行する旨の定めは廃止されたものとみなされていることから、その該当条文及び単元未満株券の不発行に関する条文を削除するものであります。(現行定款第7条、第10条)
- ② 決済合理化法の施行により、「株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号)」が廃止されたことに伴い、当社定款のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言を削除するものであります。(現行定款第12条)
- ③ 会社法第221条の定めにより、株券を発行する旨の定めを廃止した定款変更を行った日の翌日から起算して1年を経過するまで株券喪失登録簿を作成、備置する必要があるため、株券喪失登録簿に関する定めを附則に移行し、当該附則を平成22年1月6日に削除しようとするものであります。(現行定款第13条第3項)
- ④ その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本決議の効力は、本総会終結の時をもって生じることといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 第7条(株券の発行) 当会社は、株式に係る株券を発行する。	第2章 株 式 (削 除)
第8条(自己の株式の取得) (条文省略)	第7条(自己の株式の取得) (現行どおり)
第9条(単元株式数) (条文省略)	第8条(単元株式数) (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第10条（単元未満株券の不発行） <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p>	<p>（削 除）</p>
<p>第11条（単元未満株主の権利） （条文省略）</p>	<p>第9条（単元未満株主の権利） （現行どおり）</p>
<p>第12条（株式取扱規則） <u>当社の発行する株券の種類、株主（実質株主を含む。以下同じ。）の氏名等株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）の記載事項の変更、その他株式に関する手続及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>第10条（株式取扱規則） 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>第13条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ③ <u>当社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</u></p>	<p>第11条（株主名簿管理人） （現行どおり） ② （現行どおり） ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</p>
<p>第3章 株主総会 第14条～第35条 （条文省略）</p>	<p>第3章 株主総会 第12条～第33条 （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>第 1 条</u></p> <p><u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</u></p>
	<p><u>第 2 条</u></p> <p><u>当社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
	<p><u>第 3 条</u></p> <p><u>本附則第 1 条から本条までの規定は、平成22年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役5名全員の任期が満了いたします。つきましては、経営陣の強化を図るため1名を増員し、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況等	所有する 当社の 株式数
1	中川 勝博 (昭和24年1月3日生)	昭和46年4月 日本電気(株)入社 平成9年7月 同社交換移動通信事業本部移動通信国内システム本部長 平成12年4月 同社NECネットワークスモバイルワイヤレス事業本部モバイル国内システム本部長 平成13年4月 同社NECネットワークス国内事業本部国内第二システム事業部長 平成14年10月 同社NECネットワークス国内事業本部副事業本部長 平成15年4月 同社モバイルソリューション事業本部長 同 年7月 同社執行役員兼モバイルソリューション事業本部長 平成18年4月 同社執行役員常務兼第二キャリアソリューション事業本部長 平成20年4月 当社顧問 同 年6月 当社代表取締役社長(現任)	1,400株
2	木村 裕一 (昭和34年3月6日生)	昭和58年4月 日本電気(株)入社 平成14年7月 同社NECネットワークスモバイルワイヤレス事業本部モバイルワイヤレス事業企画部計画部長 平成15年4月 同社モバイルネットワーク事業本部モバイルネットワーク事業企画部長 平成17年10月 同社モバイルターミナル事業本部モバイルターミナル事業企画部長 平成18年4月 同社モバイルターミナル企画本部長 同 年6月 当社取締役(現任) 平成21年4月 日本電気(株)モバイルターミナル事業本部事業主幹(現任)	-

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況等	所有する 当社の 株式数
3	長島 優 (昭和28年5月26日生)	昭和52年4月 日本電気(株)入社 平成12年7月 同社NECネットワークスモバイルターミナル 事業本部モバイルターミナル事業部マルチメディア 通信開発部長 平成16年10月 同社モバイルターミナル事業本部モバイルター ミナル事業部長代理 平成17年7月 同社モバイルターミナル事業本部NTTドコモ ターミナル営業本部長代理 平成18年4月 同社モバイルターミナル事業本部NTTドコモ ターミナル営業本部長 平成20年6月 当社取締役 同 年10月 当社取締役執行役員 平成21年4月 当社取締役執行役員兼販売事業本部長 (現任) [担当] 販売事業関係	-
4	折笠 裕己 (昭和23年11月1日生)	昭和46年4月 日本電気(株)入社 平成11年4月 同社第三パーソナルC&C事業本部海外モバイル コミュニケーション事業部長 平成12年4月 同社NECネットワークスモバイルターミナル 事業本部海外モバイルターミナル事業部長 平成13年2月 同社NECネットワークスモバイルターミナル 事業本部モバイルターミナル販売推進本部長 平成15年4月 同社モバイルターミナル事業本部モバイルター ミナル営業本部長 平成16年6月 当社取締役 平成17年7月 日本電気(株)モバイルターミナル事業本部営業主 幹 平成18年6月 当社取締役執行役員 (現任) [担当] システムソリューション事業、カスタマソリューション事業、 IT推進部関係 [他の法人等の代表状況] 上海慕百霖通信有限公司董事長	2,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況等	所有する 当 社 の 株 式 数
5	庭 野 修 次 (昭和30年3月24日生)	昭和52年4月 日本電気(株)入社 平成8年7月 同社無線事業本部横浜事務本部経理部長 平成10年7月 静岡日本電気(株)事業企画部長 平成13年10月 NECアクセステクニカ(株)経営企画部長 平成15年6月 日本電気(株)財務部IR室長 平成19年5月 当社経理部長 平成20年6月 当社執行役員兼経理部長(現任)	200株
6	安 藤 賢 一 (昭和31年9月28日生)	昭和56年4月 日本電気(株)入社 平成14年4月 同社NECネットワークス海外事業本部海外第三システム事業部第四システム部長 平成16年10月 同社モバイルソリューション事業本部モバイルソリューション事業企画部長代理 平成18年4月 同社キャリアネットワーク企画本部長代理 同 年7月 同社海外キャリアソリューション事業本部海外キャリア営業本部長 平成20年1月 同社キャリアマーケティング推進本部長 平成21年4月 当社執行役員兼販売事業本部長代理並びにFMC事業推進部長(現任)	-

- (注) 1. 取締役候補者折笠裕己氏は、上海慕百霖通信有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社との間に携帯端末の保守用部材等の取引関係があります。その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 木村裕一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 木村裕一氏は、当社の親会社である日本電気(株)において、長年にわたりモバイル事業関係の企画業務に携わっており、その経歴を通じて培われた知識と経験に基づく助言や経営の監督機能を期待して推薦するものであります。
4. 木村裕一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

以 上